

共通番号いらないネット学習会第2弾

税におけるマイナンバー（共通番号）強制の構造

● 2016年6月8日（水曜日）18:30から20:30まで

● 渋谷区立千駄ヶ谷区民会館 1階 会議室1号

所在地 東京都渋谷区神宮前 1-1-10

JR山手線「原宿駅」竹下口徒歩8分

東京メトロ副都心線「北参道駅」2番出口徒歩8分

東京メトロ千代田線「明治神宮前駅」3番出口徒歩10分

つじむらしょうぞう

● 講師 辻村祥造さん（税理士、プライバシー・インターナショナル・ジャパン副代表）

番号法には個人番号の収集や提供を強制する規定はありません。ところが所得税法などの個別法において義務化しているものがあると政府は説明しています。

一方、国税庁は昨年末に税関係申告書類において個人番号提供を省略できる書類一覧を公表しました。個人番号が記載されると特定個人情報として厳密な取り扱いが要求されるため、記載は最低限に抑えようという動きだと思われます。今回の学習会では、税における個人番号強制の状況を整理し、あるべき姿を模索します。

資料代 500円 定員 80人

主催 共通番号いらないネット
(共通番号・カードの廃止をめざす市民連絡会)

連絡先 Tel. 080-5052-0270 (宮崎) <http://www.bango-iranai.net/>

書かない! 番号 持たない! カード

税×番号

